

熊本・上益城地域保健医療計画の改定について

【医療政策課】

1 概要（策定の根拠）

医療計画は、医療法第30条の4第1項に基づき、都道府県が良質かつ適切な医療を切れ目なく効率的に提供する体制を確保するために策定するもの。

熊本・上益城地域保健医療計画は、熊本県保健医療計画の地域計画であり、二次保健医療圏である熊本市と上益城地域（御船保健所管内）が合同で、救急医療等の医療提供体制の確保など地域の特性に応じた課題や取組みを記載する。

現計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間。

2 期間

令和6年4月から令和12年3月まで（6年間）

3 主な内容（ポイント）

熊本県保健医療計画には、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・6 事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療）及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項等を定め、地域計画には、地域の特性に応じて重点的に取り組む事項等を定める。

「新興感染症発生・まん延時における医療」は今回の計画改定から追加される項目であり、特に当該項目に関しては「熊本市感染症予防計画」や「健康危機対処計画」などとの整合を図ることとされている。

4 策定の進め方

現計画の総合評価を行った上で、課題の抽出、数値目標及び施策の設定を行い、熊本・上益城地域保健医療推進協議会において関係団体や学識者等から意見を聴取しながら、計画を改定する。

5 スケジュール（予定）

令和5年5月～8月	骨子案作成
令和5年8月	熊本・上益城地域保健医療推進協議会開催（骨子案説明）
令和5年9月	素案作成、報告
令和5年11月	熊本・上益城地域保健医療推進協議会開催（素案説明）
令和5年12月	案作成、報告
令和6年3月	改定